

北海道歯科保健医療推進計画（8020歯っぴいプラン）概要 （計画期間：平成30年度～令和5年度（※））

第1 計画策定の趣旨

趣 旨	「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」に基づき、道民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定
計画の位置づけと他計画との連携	「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づく都道府県計画。「新・北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野別計画であり、他の特定分野別計画である「北海道健康増進計画」及び「北海道医療計画」と整合性を図りながら推進する。

第2 計画のめざす姿

全ての道民が、住み慣れた地域において生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを利用しながら、健康の維持増進が図られるよう支援する環境づくりを行うことを基本方針とし、生涯にわたって食べる楽しみを享受できる生活の実現をめざす。

第3 歯科保健医療推進のための施策

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期、学齢期のむし歯が多く、早急に解決すべき課題である。 ・歯間清掃用具使用者は増加したが、定期的に歯科健診を受診する者は少なく、個人によるケアと専門職によるケアの両面からの取組が必要である。 ・80歳で20本以上の歯を有する者は少なく、高齢者の低栄養・誤嚥性肺炎を予防するためには、多職種連携による取組が求められている。 ・障がいのある人等が、できるだけ身近なところで適切な歯科保健医療サービスを受けられるようにするため、障がい者歯科医療協力医の確保が必要である。
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

テーマ	基本的目標	主な施策・主な指標（太字は重点施策）
むし歯の予防	フッ化物の利用を普及させ、むし歯が原因で歯を失うリスクを低下させる。	【施策】 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所・小学校等におけるフッ化物洗口の推進 ・幼児期におけるフッ化物利用（フッ化物塗布、フッ化物配合歯磨剤）の普及 【指標】 <ul style="list-style-type: none"> ・12歳児のむし歯（1人平均むし歯数）の減少 基準値 1.1本(H28) → 1.0本以下(R5)
歯周病の予防	口腔保健行動の改善によるセルフケアの習慣化と定期的な歯科受診により、歯周病が原因で歯を失うリスクを低下させる。	【施策】 <ul style="list-style-type: none"> ・成人が歯科健診・保健指導を利用できる機会の確保 ・歯周病と糖尿病、喫煙、全身疾患に関わる医科歯科連携の推進 【指標】 <ul style="list-style-type: none"> ・過去1年間に歯科健診を受診した者の割合の増加 基準値 28.3%(H28) → 40.0%以上(R5)
高齢者の低栄養及び誤嚥性肺炎の予防	高齢者が口腔機能を維持し、最期まで口から食べることができる。	【施策】 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に対する口腔ケア提供体制の整備 ・在宅歯科医療の推進 【指標】 <ul style="list-style-type: none"> ・80歳で20本以上の歯を有する者の割合の増加 基準値 34.2%(75～84歳)(H28) → 50.0%以上(R5)
障がいのある人等への歯科保健医療サービスの充実	障がいのある人、難病（特定疾患）患者等が歯科保健医療サービスを利用しやすくなる。	【施策】 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者歯科医療協力医の確保と歯科医療ネットワークの充実 【指標】 <ul style="list-style-type: none"> ・北海道障がい者歯科医療協力医のいる市町村数の増加 基準値 76市町村(H29) → 90市町村以上(R5)

第4 計画の推進

推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期から高齢期までのライフステージを通じた各分野と連携。 ・市町村、教育委員会、北海道歯科医師会及び北海道歯科衛生士会等と連携。
進行管理	<ul style="list-style-type: none"> ・各施策の進捗状況及び達成状況を適宜把握、検証。

（※） 国では、令和3年に、医療計画など他の計画との期間を一致させるため「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の計画期間を1年延長しており、これを受け本計画期間を令和5年度までに変更。